

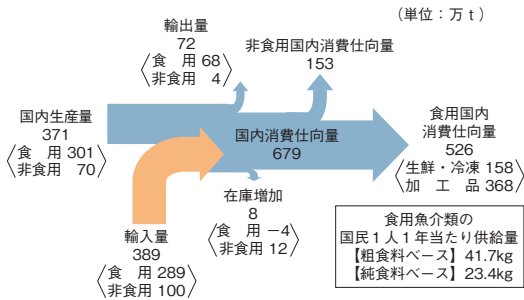
# 第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

## (1) 水産物需給の動向

- 令和2(2020)年度の魚介類の国内消費仕向量は679万t(原魚換算ベース、概算値)。うち526万t(77%)が食用、153万t(23%)が非食用(飼肥料)向け。
- 令和2(2020)年度の食用魚介類の自給率は、57%(概算値)。

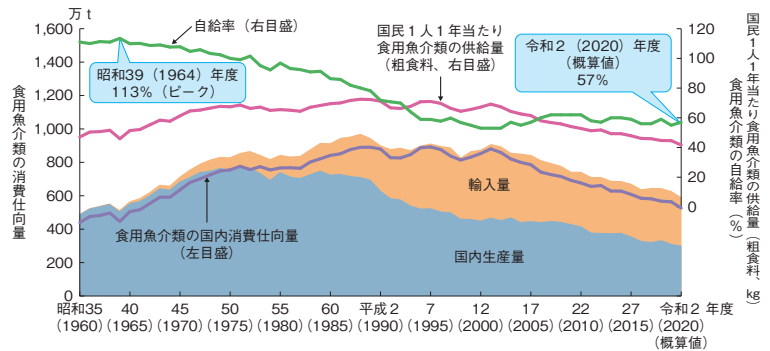
### 我が国の魚介類の生産・消費構造

〈令和2(2020)年度(概算値)〉



資料：農林水産省「食料需給表」

### 食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

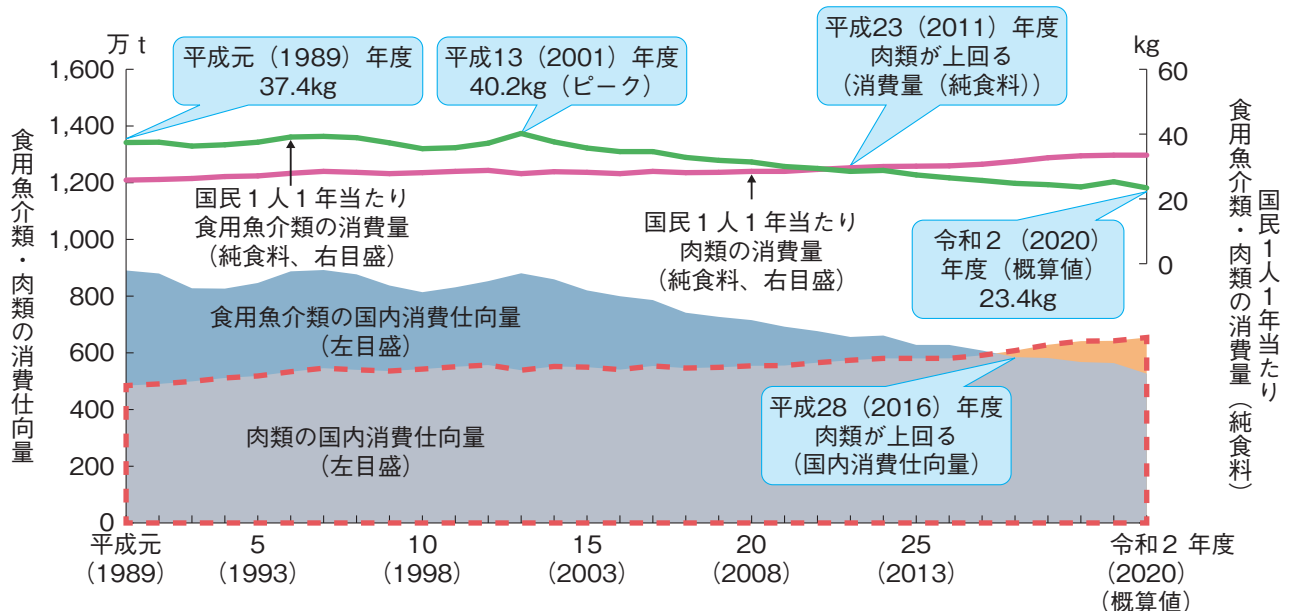
注：自給率(%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100  
国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減量

## (2) 水産物消費の状況

### ア 水産物消費の動向

- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23(2011)年度以降肉類の消費量を下回り、令和2(2020)年度は、23.4kg(概算値)。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。経済性志向が横ばい傾向となっている一方、簡便化志向が高まっており、消費者の食の志向が変化。

### 食用魚介類の国内消費仕向量及び1人1年当たり消費量の変化



資料：農林水産省「食料需給表」

イ 水産物の健康効果

- 魚の脂質に多く含まれるオメガ3系多価不飽和脂肪酸であるドコサヘキサエン酸（DHA）、イコサペンタエン酸（IPA（EPA））は、脳の発達・機能維持、LDLコレステロールや中性脂肪の低下等の作用。
- 魚肉たんぱく質は、人間が生きていく上で必要な9種類の必須アミノ酸をバランス良く含む良質なたんぱく質であるだけでなく、豆たんぱく質や乳たんぱく質と比べて消化されやすく、体内に取り込まれやすいという特徴。

事例1 鯨肉初の機能性表示食品（共同船舶株式会社）

共同船舶（株）は、令和3（2021）年9月に鯨肉初の機能性表示食品として「凍温熟成鯨赤肉」と「鯨本皮」の2商品を届出。

クジラの筋肉に含まれるイミダゾールジペプチド（バレニン、カルノシン、アンセリン）には、日常生活等における一時的な疲労感やストレスの軽減に役立つ機能が報告。また、クジラの皮に含まれるDHAには、加齢により低下する認知機能の一部である記憶力（言語や図形などを覚え思い出す力）の維持に役立つ機能があることが報告。



事例2 毎月24日は「フィッシュプロテインの日」（一般社団法人日本かまぼこ協会）

（一社）日本かまぼこ協会は、令和3（2021）年8月24日より、毎月24日を「フィッシュプロテインの日」と設定し、かまぼこ、ちくわ等の魚肉練り製品を販売促進。「良質なたんぱく質に加えて低脂質が特徴のフィッシュプロテイン（魚肉たんぱく質）」をキーワードに、魚肉練り製品の健康機能と有用性をアピール。製品中に含まれる魚肉たんぱく質含有量が、同協会の定める基準をクリアした商品は、「フィッシュプロテインマーク」が付けられ、量販店等で販売。

さまざまなかまぼこ製品（魚肉練り製品）にフィッシュプロテイン

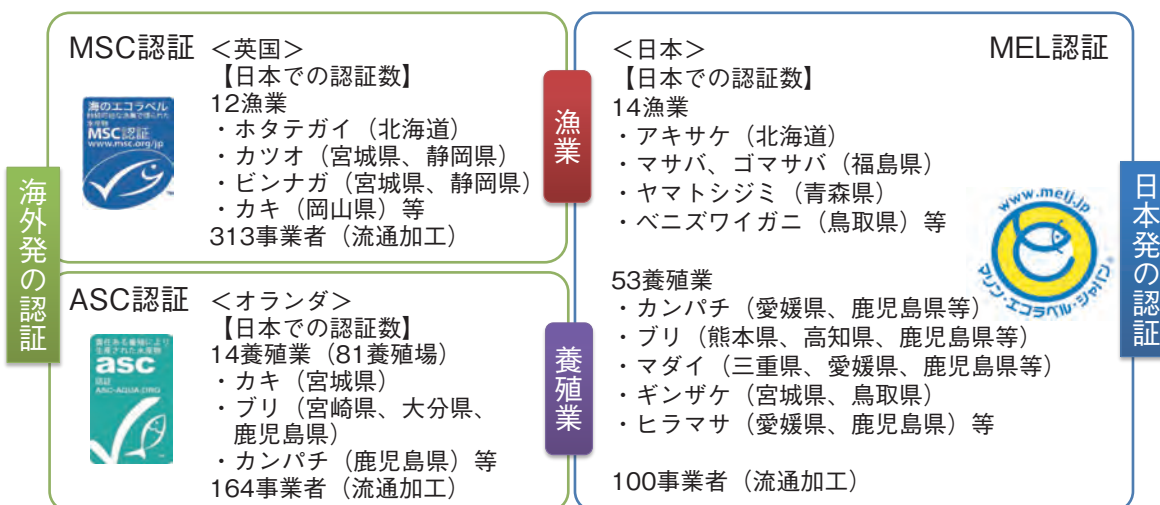


(3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組



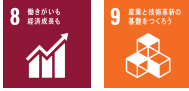
- 世界には、資源管理や環境配慮への取組を証明する様々な水産エコラベルが存在。我が国においては、MSC、ASC、MEL等が活用されており、これらの普及を推進。
- その他、消費者への情報提供や知的財産保護のための制度として、食品表示法による原産地等の表示義務、機能性表示食品制度、地理的表示（GI）保護制度が存在。

我が国で主に活用されている水産エコラベル認証



※認証数は令和4年3月31日時点（水産庁調べ）

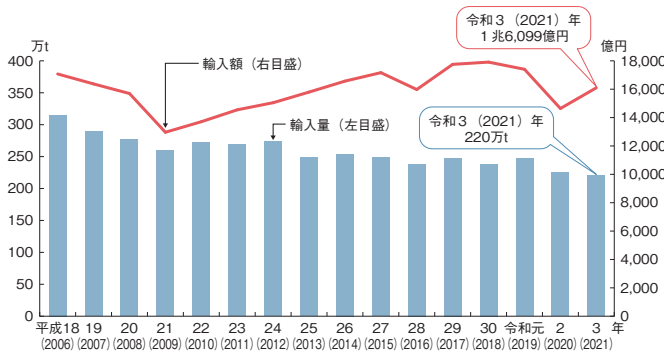
(4) 水産物貿易の動向



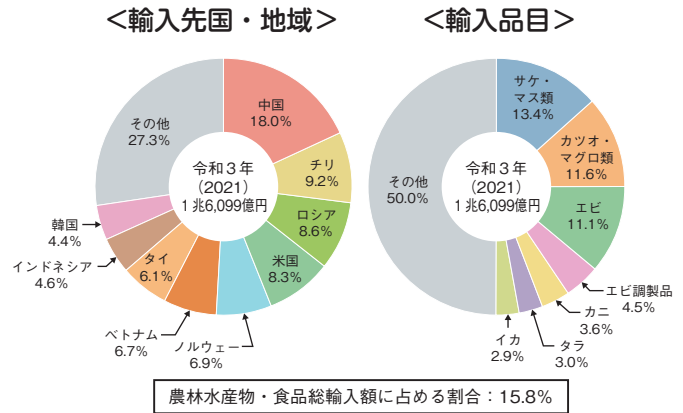
ア 水産物輸入の動向

- 令和3（2021）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年比2.3%減の220万t。輸入額は前年比10.0%増の1兆6,099億円。
- 品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移



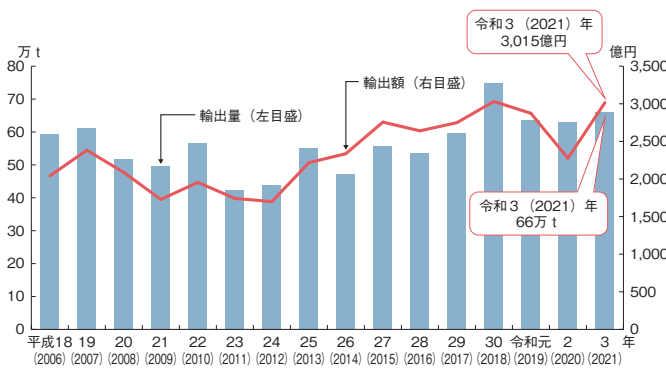
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



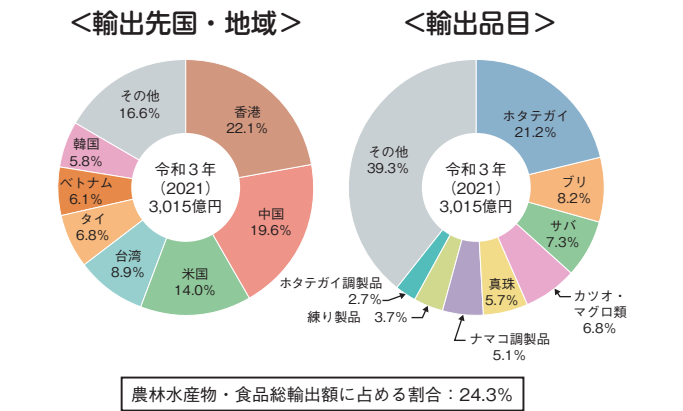
イ 水産物輸出の動向

- 令和3（2021）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は、前年比4.7%増の66万t。輸出額は、前年比32.5%増の3,015億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、中国、米国で、輸出額全体の5割以上を占める。
- 品目別では、ホタテガイ、ブリが輸出額の上位。
- 令和2（2020）年3月に、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（うち水産物は1.2兆円）とする目標を設定。水産物の重点品目は、ぶり、たい、ホタテ貝及び真珠。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

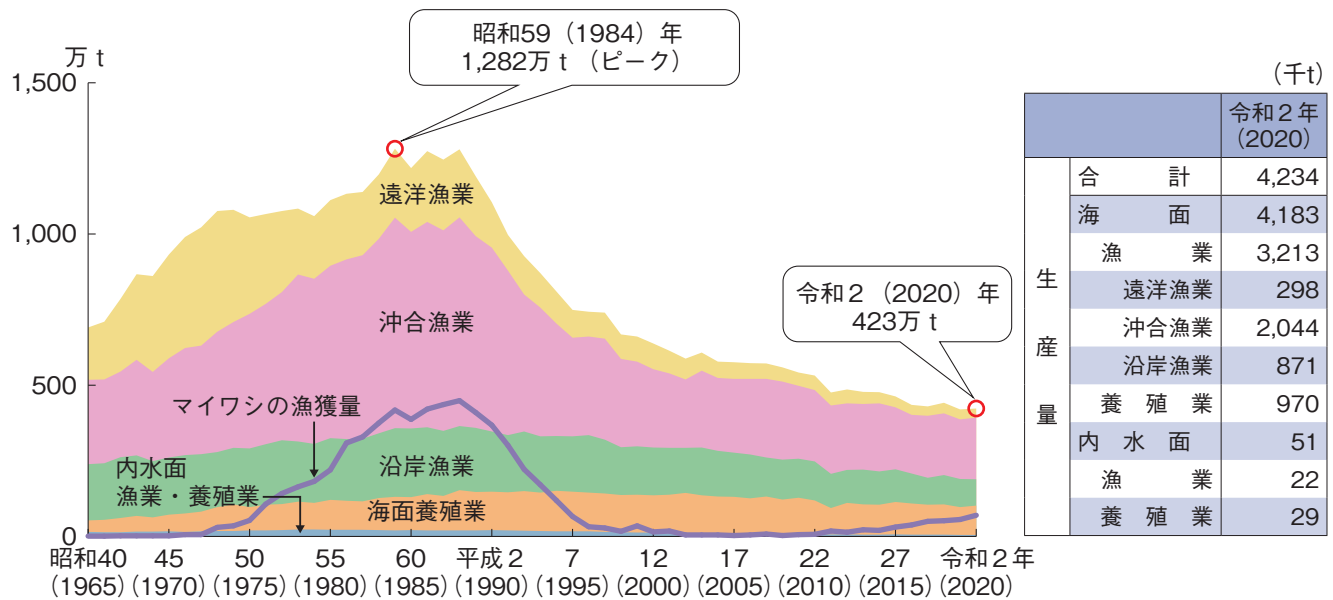


## 第2章 我が国の水産業をめぐる動き

### (1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和2（2020）年の漁業・養殖業の生産量は、前年から4万t増の423万t。うち海面漁業は2万t減の321万t。マイワシ、ビンナガ等が増加し、サバ類、カツオ等が減少。海面養殖業は5万t増の97万t。内水面漁業・養殖業は2千t減の5万1千t。
- 令和2（2020）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から1,477億円減の1兆3,442億円。うち海面漁業は937億円減の7,755億円、海面養殖業は447億円減の4,559億円、内水面漁業・養殖業は93億円減の1,128億円。

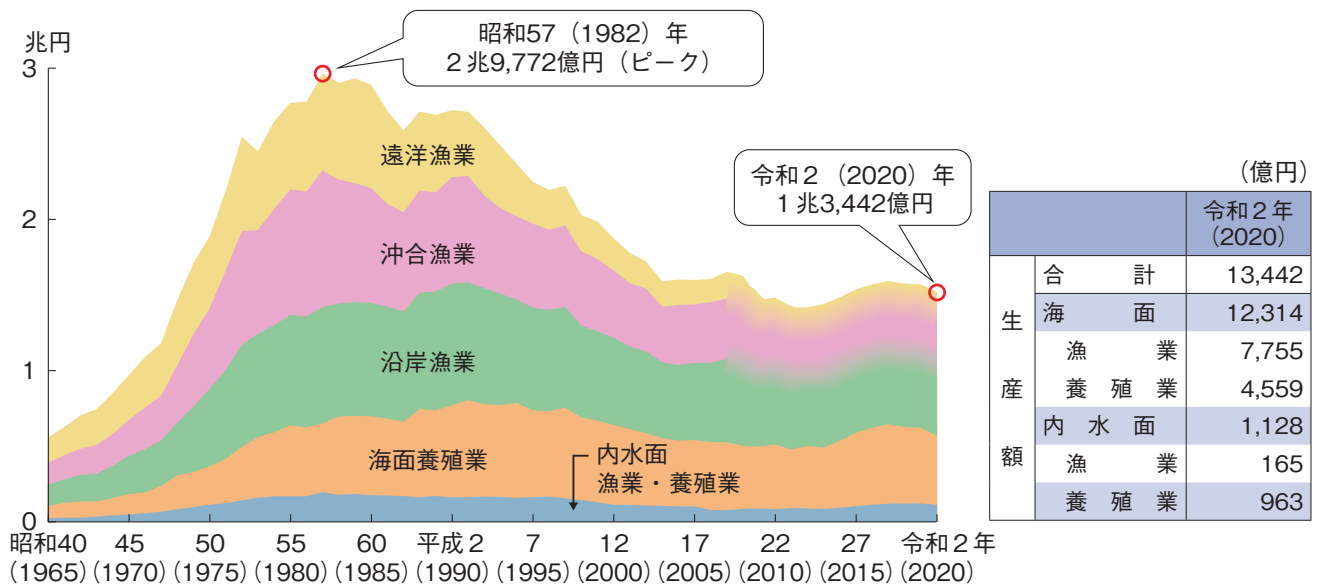
#### 漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

#### 漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1) 漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。  
2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止した。

(2) 漁業経営の動向



ア 漁船漁業・養殖業の経営状況

- 令和2（2020）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は、前年から57万円減少して112万円。漁労外事業所得を加えた事業所得は135万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、漁労利益の赤字が続いており、令和2（2020）年度の水産加工等による漁労外利益を合わせた営業利益は958万円の赤字。
- 令和2（2020）年の海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、前年から36万円増加して527万円。
- 我が国漁業者1人当たりの漁業・養殖業の生産量は31t、生産額は991万円、生産漁業所得は473万円。
- 燃油価格は、令和2（2020）年12月以降急激に上昇。影響を緩和するため、漁業者と国による積立金から補てん金を交付。

個人経営体の経営状況

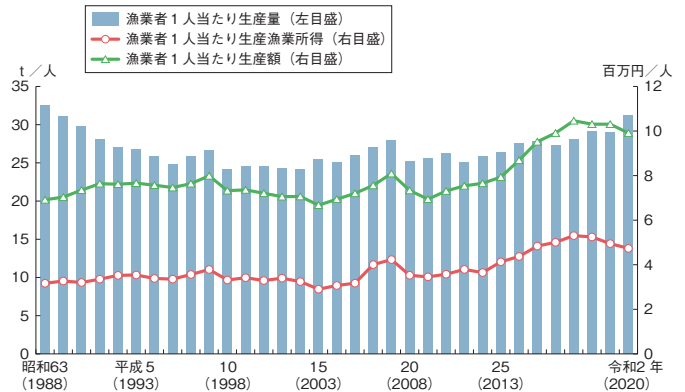
<沿岸漁船漁業>

	令和元 (2019)	2年 (2020)
事業所得	1,875	1,347
漁労所得	1,689	1,124
漁労収入	5,664	5,121
漁労支出	3,975 (100.0)	3,997 (100.0)
雇用労賃	532 (13.4)	499 (12.5)
漁船・漁具費	311 (7.8)	345 (8.6)
修繕費	326 (8.2)	355 (8.9)
油費	693 (17.4)	575 (14.4)
販売手数料	382 (9.6)	365 (9.1)
減価償却費	570 (14.3)	645 (16.1)
その他	1,161 (29.2)	1,213 (30.3)
漁労外事業所得	186	223

<海面養殖業>

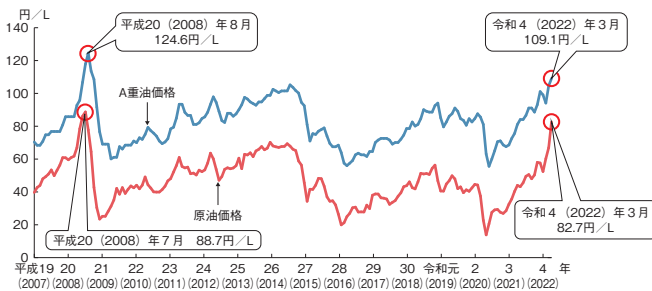
	令和元 (2019)	2年 (2020)
事業所得	5,225	5,469
漁労所得	4,907	5,269
漁労収入	30,336	30,891
漁労支出	25,429 (100.0)	25,622 (100.0)
雇用労賃	3,615 (14.2)	3,741 (14.6)
漁船・漁具費	1,032 (4.1)	1,055 (4.1)
油費	1,278 (5.0)	1,253 (4.9)
修繕費	1,396 (5.5)	1,620 (6.3)
餌代	5,823 (22.9)	5,448 (21.3)
種苗代	1,286 (5.1)	1,237 (4.8)
販売手数料	987 (3.9)	1,079 (4.2)
減価償却費	3,324 (13.1)	3,395 (13.3)
その他	6,688 (26.3)	6,795 (26.5)
漁労外事業所得	318	200

漁業者1人当たりの生産性



資料及び注は、右下の(※)を参照。  
( )内は漁労支出の構成割合(%)である。

燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

資料：農林水産省「漁業センサス」(昭和63(1988)年、平成5(1993)年、10(1998)年、15(2003)年、20(2008)年、25(2013)年及び30(2018)年の漁業就業者数、「漁業構造動態調査」(令和元(2019)年以降漁業就業者数)、「漁業就業動向調査」(その他の年の漁業就業者数)、「漁業・養殖業生産統計」(生産量)及び「漁業産出額」(生産額及び生産漁業所得)に基づき水産庁で作成  
注：平成23(2011)年及び24(2012)年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く(内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。)

(※)  
資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告書」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成  
注：1) 沿岸漁船漁業は、「漁業経営統計調査報告書」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の10トン未満の漁船を用いる経営体数で加重平均した。  
2) 沿岸漁船漁業は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。  
3) 海面養殖業は、「漁業経営統計調査報告書」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均し作成した。  
4) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。  
5) 漁労収入には、制度受取金等(漁業)を含めていない。

イ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

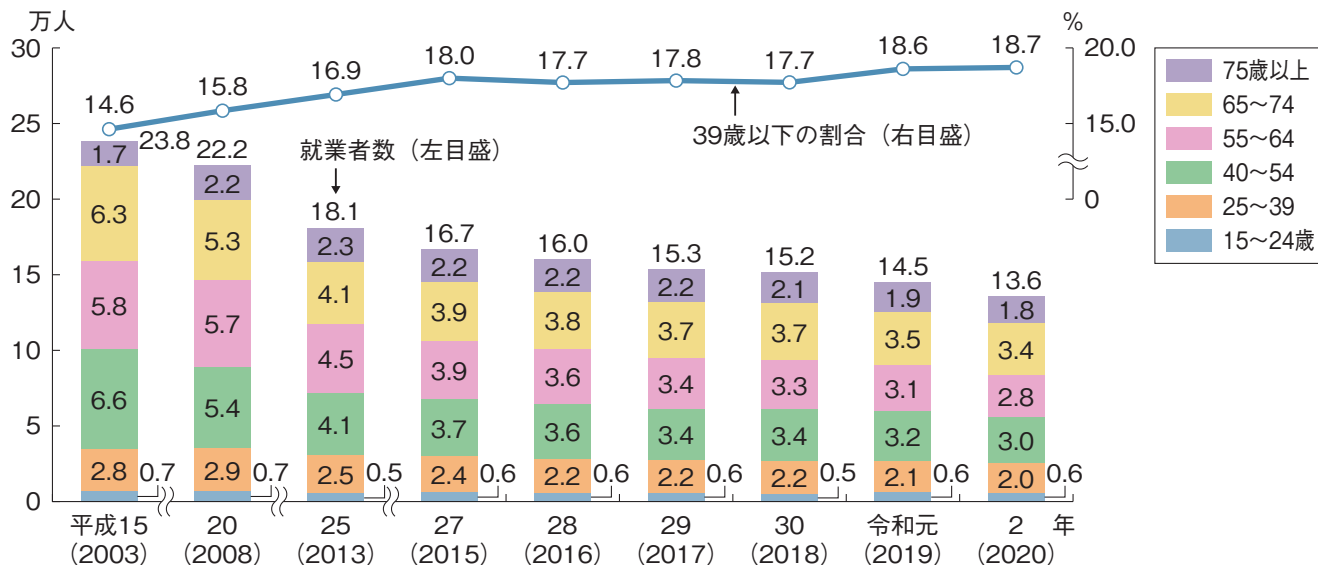
- 「浜の活力再生プラン」は、漁業所得を5年間で10%以上アップさせることを目標とし、実現するための方策を地域自らが考え、実施するもの。令和3（2021）年度末現在、585地区で実施中。
- より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」は、令和3（2021）年度末現在、150地区で実施中。



### (3) 水産業の就業者をめぐる動向

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和2（2020）年は13万5,660人。
- 令和2（2020）年の新規就業者は、1,707人。国等は、就職相談、インターンシップ、研修等、新規就業者の確保に向けた取組を支援。

#### 漁業就業者数の推移



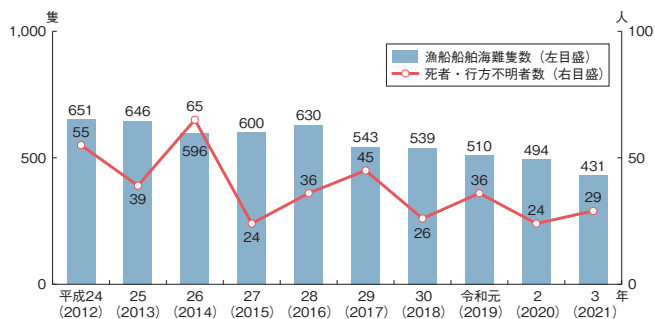
資料：農林水産省「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降）、「漁業センサス」（平成15（2003）年、20（2008）年、25（2013）年及び30（2018）年）及び「漁業就業動向調査」（その他の年）

- 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。  
 2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

### (4) 漁業労働環境をめぐる動向

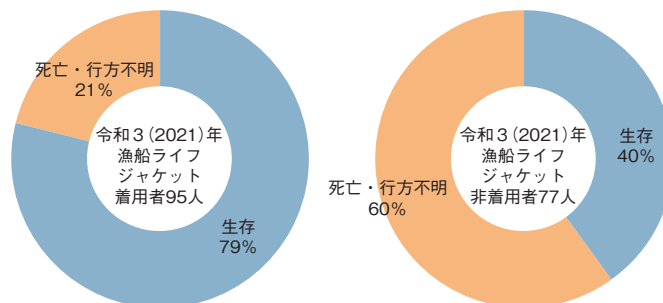
- 令和3（2021）年の漁船の船舶海難隻数は431隻、漁船の船舶海難に伴う死者・行方不明者数は29人。
- 令和3（2021）年における漁船からの海中転落者は65人、うち死亡又は行方不明は38人。
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割（約2倍の生存率）。原則、船室の外にいる全ての乗船者は、ライフジャケットの着用が義務。令和4（2022）年2月から、着用義務に違反した場合、船長に違反点数を付与。

#### 漁船の船舶海難隻数及び船舶海難に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

#### ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ



### (5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

- 資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- データの利活用を推進するため、令和4（2022）年3月に「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を策定。

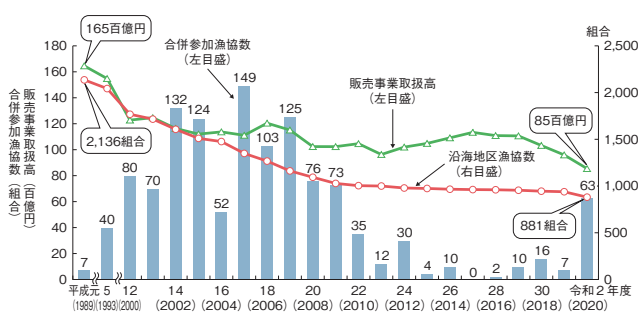
#### スマート水産業が目指す2027年の将来像



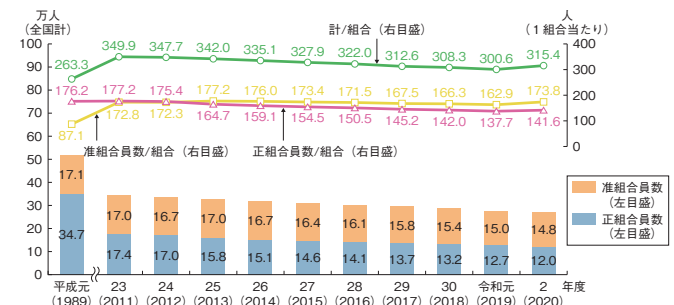
### (6) 漁業協同組合の動向

- 漁業協同組合（漁協）は、販売等の事業の実施等、漁業経営の安定・発展に貢献。加えて、水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和3（2021）年3月末現在の組合数（沿海地区）は、881組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進行。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。

#### 沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



#### 漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

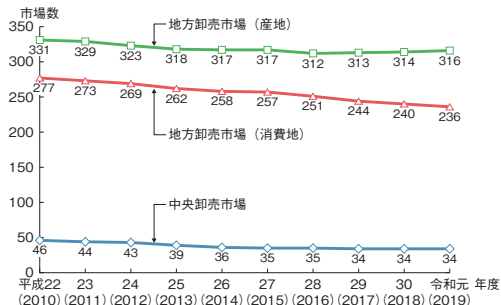


## (7) 水産物の流通・加工の動向

### ア 水産物流通の動向

- 水産物卸売市場の数は、産地卸売市場は近年横ばい傾向、消費地卸売市場は減少。
- 水産物の消費地卸売市場経由率は減少傾向で、市場外流通が増加。
- 卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。輸出も見据えた品質・衛生管理体制の強化や、統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。

### 水産物卸売市場数の推移

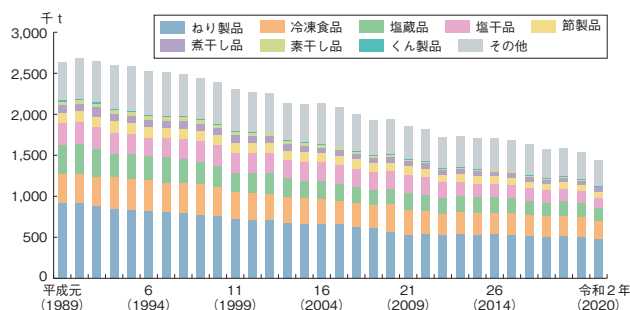


資料：農林水産省「卸売市場データ集」  
注：中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23（2011）年度までは年度当初、平成24（2012）年度からは年度末のデータ。

### イ 水産加工業の動向

- 我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の7割は、加工品として供給。
- 水産加工品のうち食用加工品の生産量は減少傾向であるが、ねり製品や冷凍食品の生産量は横ばい傾向。
- 多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発や、加工原料不足の中、原料転換に対応した生産体制の構築が必要。

### 水産加工品のうち食用加工品の生産量の推移

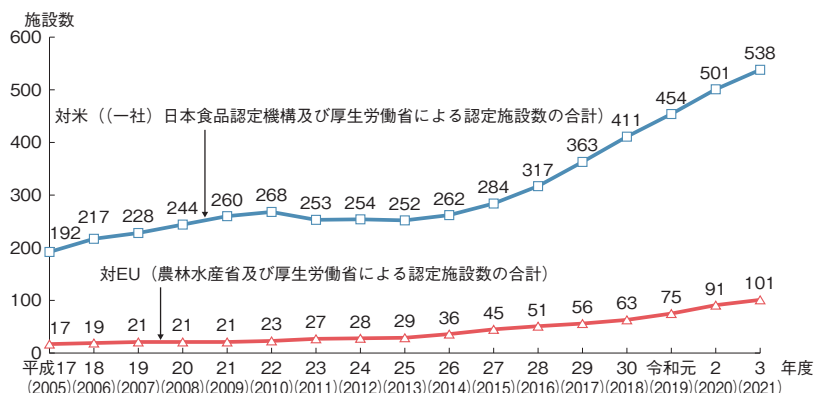


資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、  
「漁業センサス」（平成25（2013）年及び30（2018）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）  
注：焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

### ウ HACCPへの対応

- 水産加工業者を含む原則として全ての食品等事業者は、令和3（2021）年6月から、HACCPに沿った衛生管理等の実施に取り組むことが必要。
- EUや米国等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等が、輸出先国・地域から求められているHACCP実施と施設基準への適合が必要。国は、EUや米国への輸出に際して必要な施設認定を取得するための施設の改修等を支援。
- 令和4（2022）年3月末現在、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は101施設、対米輸出認定施設数は538施設。

### 水産加工業等における対EU・米国輸出認定施設数の推移



資料：農林水産省調べ

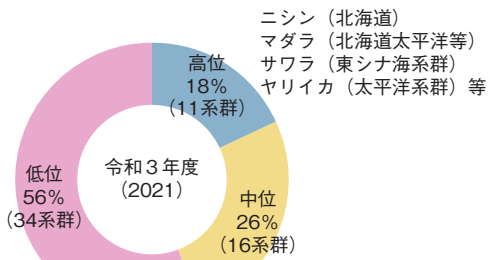
# 第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

## (1) 我が国周辺の水産資源



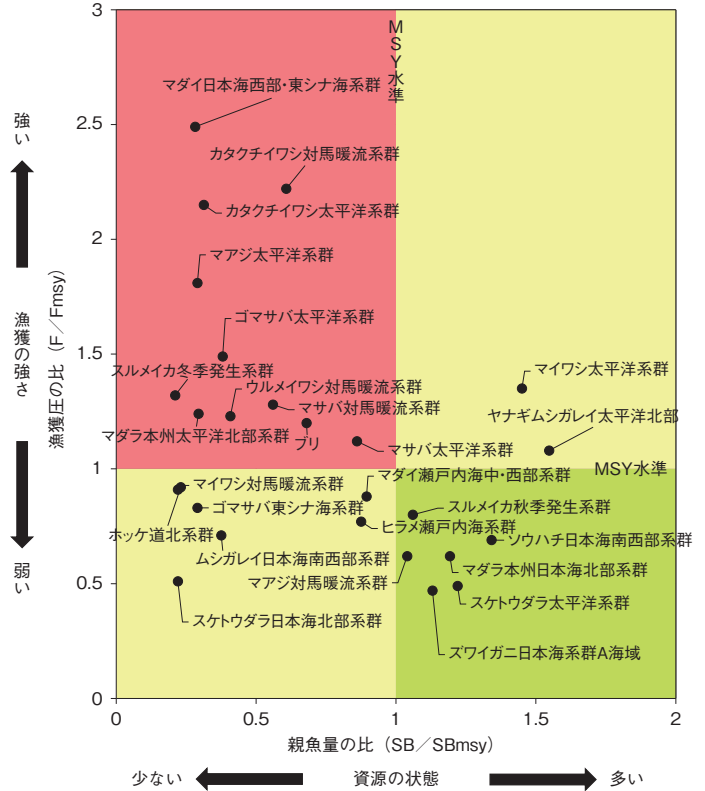
- 水産資源の管理は、資源評価に基づき、資源量と漁獲の強さの両面から適切な措置を執ることが重要。
- 令和3（2021）年度は、資源評価対象魚種を119魚種から192魚種に拡大。
- そのうち、MSY(最大持続生産量)をベースとした資源評価を8魚種14系群から17魚種26系群に拡大。42魚種61系群は、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

### 高位・中位・低位の3区分による資源評価



- |                |                  |
|----------------|------------------|
| マアナゴ (伊勢・三河湾)  | カタクチイワシ (瀬戸内海系群) |
| ニギス (太平洋系群)    | アカガレイ (日本海系群)    |
| ハタハタ (日本海北部系群) | ヒラメ (日本海北・中部系群)  |
| トラフグ 等         | マダラ (根室海峡) 等     |

### MSYをベースとした資源評価



資料：水産庁・(研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

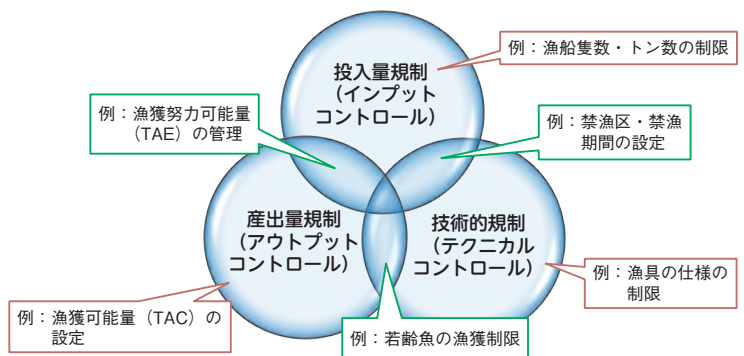
## (2) 我が国の資源管理



### ア 我が国の資源管理制度

- 資源管理の手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制の三つに大別。我が国では、漁業の特性や漁業者の数、資源の状況等により、これらの手法を使い分け、組み合わせながら資源管理を実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。
- 令和2（2020）年12月に施行された新漁業法では、漁獲量がMSYを達成することを目標として資源を管理し、管理手法はTAC（漁獲可能量）を基本。
- 漁業の成長産業化の基礎となる水産資源を維持・回復し、適切に管理することが重要。国際的に遜色のない科学的・効果的な資源評価及び資源管理を導入。

### 資源管理手法の相関図



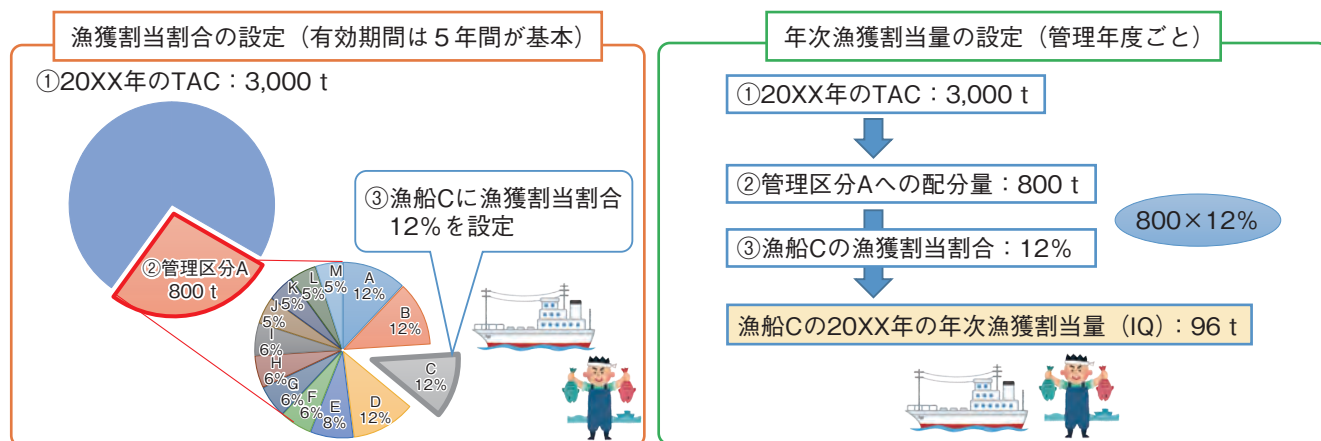
イ 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

- 令和2（2020）年9月、新たな資源管理システムの構築のため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表。現在、漁業者をはじめとする関係者の理解と協力を得た上で、「行程」を着実に実施。
- ロードマップでは、令和12(2030)年度に漁獲量を444万tまで回復させることを目標とし、令和5(2023)年度までに、1) 資源評価対象魚種を200種程度に拡大、2) 漁獲量ベースで8割をTAC管理、3) TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ(漁獲割当て)による管理を原則導入、4) 自主的な資源管理(資源管理計画)を新漁業法に基づく資源管理協定に移行、としている。

ウ TAC、IQ、資源管理協定による管理の推進

- TAC魚種の拡大については、1) 漁獲量が多い魚種(漁獲量上位35種を中心とする)、2) MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種、という二つの条件に合致するものから、新たなTAC管理を検討。
- IQは、ミナミマグロ及び大西洋クロマグロの遠洋まぐろはえ縄漁業に加え、令和3(2021)管理年度からは、サバ類の大中型まき網漁業において、令和4(2022)管理年度からは、マイワシとクロマグロ(大型魚)の大中型まき網漁業及びクロマグロ(大型魚)のかつお・まぐろ漁業において導入。
- 資源管理協定については、令和3(2021)年度は、従来のTAC魚種を対象とした大臣許可漁業に係る資源管理計画について、令和4(2022)年度から資源管理協定に基づく取組を開始するための準備を実施。沿岸漁業においても、都道府県知事が認定する資源管理協定へ順次移行。

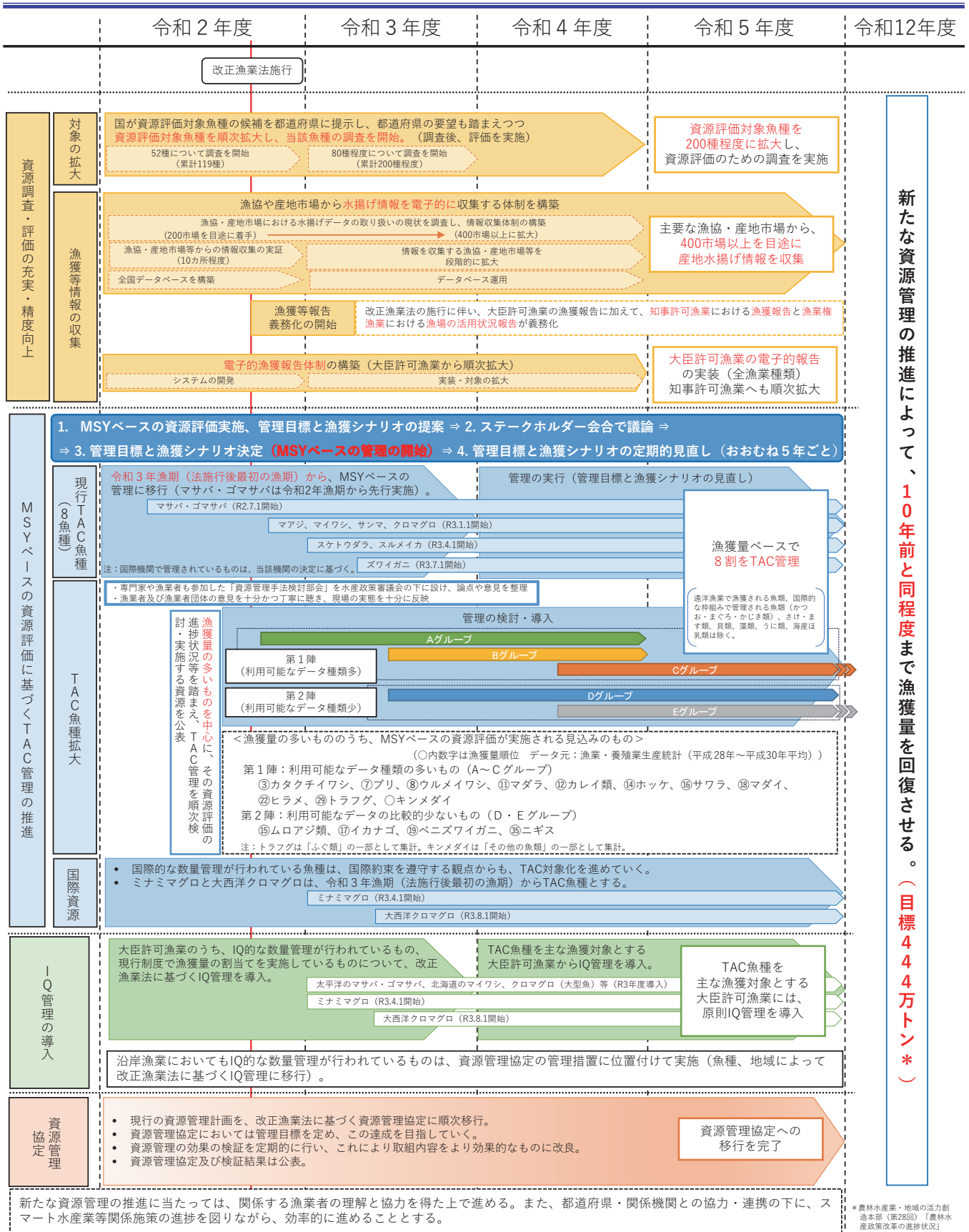
IQ管理の導入のイメージ



エ 太平洋クロマグロの資源管理

- 太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の合意を受け、大型魚(30kg以上)及び小型魚(30kg未満)に漁獲上限を設定し、大臣管理区分及び都道府県にTACを配分。
- 遊漁については、令和3(2021)年6月1日から令和4年(2022)年5月31日までの間、小型魚は採捕禁止、大型魚を採捕した場合には尾数や採捕した海域等を水産庁に報告する義務。
- 遊漁において、当初想定していた水準を上回る大型魚の採捕数量が報告され、漁業者を含めた資源管理に支障を来すおそれが生じたため、令和3(2021)年8月21日から令和4(2022)年5月31日までの間、大型魚も採捕禁止に。

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



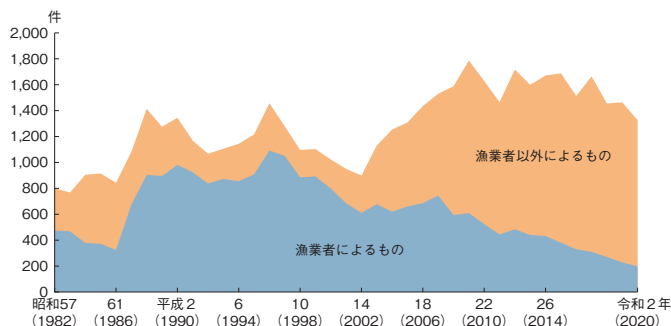


### (3) 実効ある資源管理のための取組

#### ア 我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締り

- 令和2（2020）年における全国の漁業関係法令違反の検挙件数は、1,426件（うち海面1,368件、内水面58件）。漁業者以外による密漁が増加し、悪質化・巧妙化。
- 新漁業法に基づき、アワビ、ナマコ等を「特定水産動植物」に指定し、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止に。違反した場合には、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金。また、違法に採捕されたことを知りながら特定水産動植物を運搬、保管、取得等した者に対しても同じ罰則が適用。

#### 我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

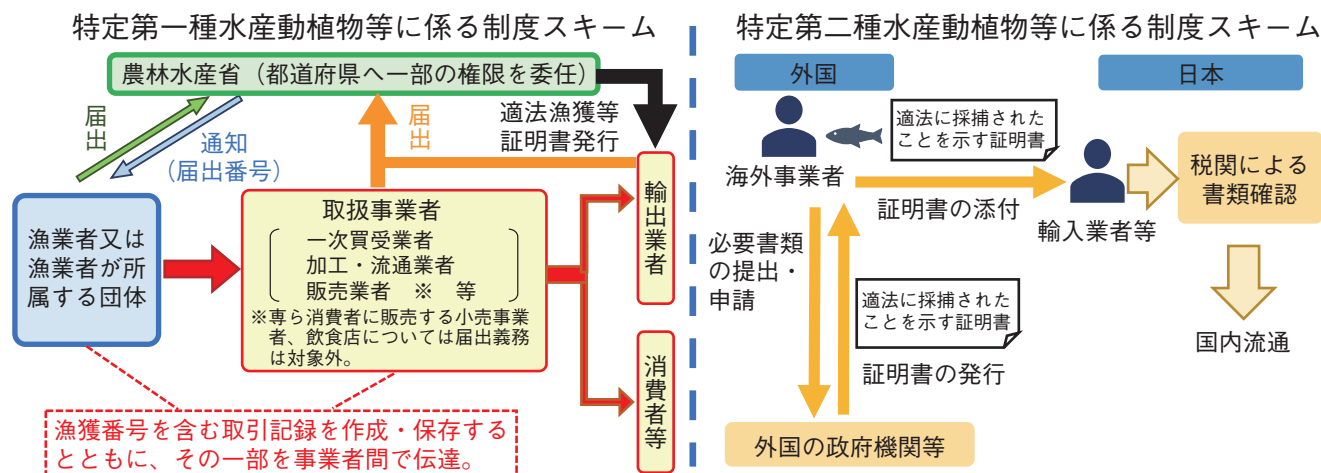
#### 新漁業法に基づく罰則強化の概要

	採捕禁止違反の罪 密漁品流通の罪	無許可操業等の罪	漁業権侵害の罪
改正前		3年以下の懲役 200万円以下の罰金	20万円以下の罰金
改正後	3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	100万円以下の罰金

#### イ 水産流通適正化制度の導入

- 令和2（2020）年に、違法に採捕された水産物の流過程での混入等を防止することを目的とした水産流通適正化法が成立。特定の水産動植物を取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等を義務付け。
- この法律は、令和4（2022）年12月の施行を予定。施行に向けて、説明会やポスター・リーフレット等を活用し、幅広く制度の周知・普及を推進。

#### 水産流通適正化制度の概要

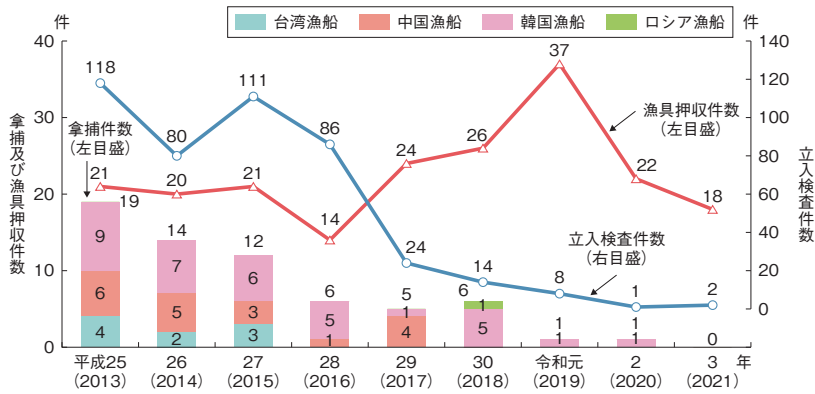


注：届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

ウ 外国漁船の監視・取締り

- 令和3（2021）年の水産庁による外国漁船の取締実績は、立入検査2件、違法設置漁具の押収18件。
- 日本海の大和堆周辺水域における中国漁船及び北朝鮮漁船による操業は、違法であるのみならず、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっており、極めて問題。漁業取締船により重点的に取締活動を実施するとともに、海上保安庁と連携して対応。令和3（2021）年の水産庁による中国漁船等への退去警告隻数は、延べ582隻。

水産庁による外国漁船の<sup>たほ</sup>拿捕・立入検査等の件数の推移



我が国EEZから中国漁船を退去させる水産庁漁業取締船

資料：水産庁調べ  
注：公海における乗船検査を含まない。

(4) 資源を積極的に増やすための取組



- 国は、種苗放流等を資源管理の一環として実施することとし、1) 従来実施してきた事業は、資源評価を行い、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しない、2) 資源造成効果の高い手法や対象魚種は、都道府県と適切に役割を分担し、ヒラメやトラフグのような広域回遊魚種等は、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進すること等により、重点化。
- サケ（シロサケ）は、近年、放流した稚魚の回帰率の低下により、資源が減少。気候変動による海洋環境の変化が、海に降りた後の稚魚の生残に影響しているとの指摘もあり、国は、環境の変化に対応した放流手法の改善の取組等を支援。

(5) 漁場環境をめぐる動き



ア 藻場・干潟の保全と再生、漁場環境の改善の推進

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要。国は、地方公共団体による藻場・干潟の造成と、漁業者等による保全活動が一体となった、広域的な対策を推進。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となる動物・植物プランクトンの増殖には、陸域や海底等から供給される窒素やリン等の栄養塩類が必要。栄養塩類が減少している海域もあり、瀬戸内海では、令和3（2021）年6月に改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法」により、栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度を導入。
- 有明海等の再生については、有明海特措法に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。

**コラム 北海道太平洋沿岸における漁業被害**

北海道太平洋沿岸において、令和3（2021）年9月中旬から赤潮が発生し、ウニやサケ等に漁業被害が発生。国は、北海道や研究機関等と連携し、広域モニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、赤潮原因プランクトンの水産生物に対する毒性の影響等の調査、漁場回復の取組等を支援。



海底でへい死した大量のウニ えらが白くなっており、酸欠で死亡したと推測されるサケ

（写真提供：北海道）

**イ 気候変動による影響と対策**

- 気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響。北海道のブリの豊漁、サワラの分布域やマサバの産卵場の北上等が発生。
- 気候変動への緩和策として、漁船の電化・水素燃料電池化、ブルーカーボン（海洋生態系に貯留される炭素）の二酸化炭素吸収源としての可能性の追求等、水産分野においてもカーボンニュートラルに向けた取組を推進。
- 適応策として、海洋環境の変化に対応し得るサケ稚魚等の放流手法や高水温耐性を有する養殖品種の開発等を推進。

**ウ 海洋におけるプラスチックごみの問題**

- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系のほか、漁獲物への混入等漁業にも影響。
- 水産庁は、1）使用済み漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、2）環境に配慮した素材を用いた漁具の開発やリサイクル推進を念頭に置いた漁具の検討、3）漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進、4）マイクロプラスチックが水生生物に与える影響の調査等を実施。



海洋生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験  
（写真提供：（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構）

**（6）野生生物による漁業被害と対策**

- トド、ヨーロッパザラボヤ等の野生生物による漁業被害が発生。国は、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等への支援等を実施。
- トドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から令和2（2020）年度は約5.5億円に減少。
- 内水面でのカワウやオオクチバス等による食害への対策を推進。



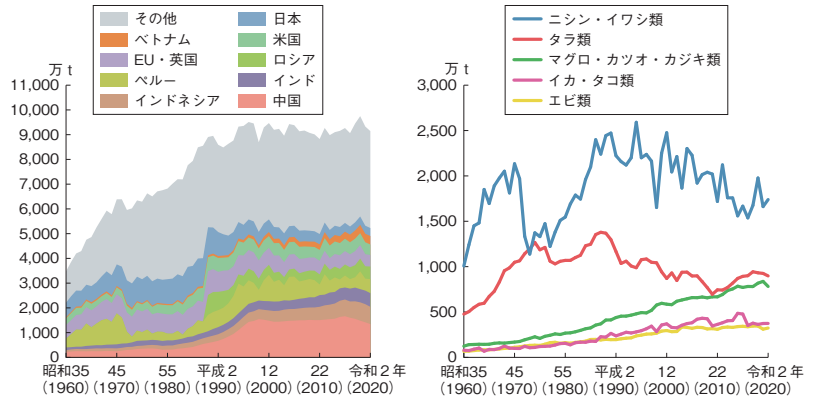
## 第4章 水産業をめぐる国際情勢

### (1) 世界の漁業・養殖業生産

- 漁業の漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増大。
- 魚種別では、ニシン・イワシ類が最も多く、全体の19%。マグロ・カツオ・カジキ類及びエビ類は、長期的に見ると増加傾向で推移。
- 持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、平成29（2017）年には66%。34%が過剰利用。

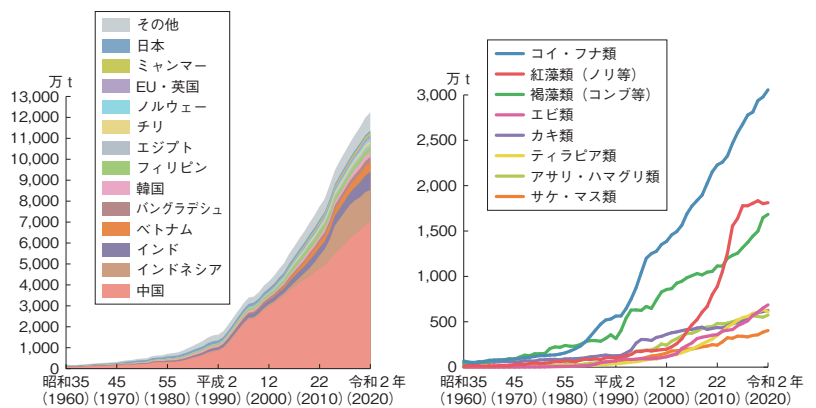
- 養殖業の収穫量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 魚種別では、コイ・フナ類や藻類が多く、近年、これらの種の増加が顕著。

#### 世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

#### 世界の養殖業の国別及び魚種別収穫量の推移

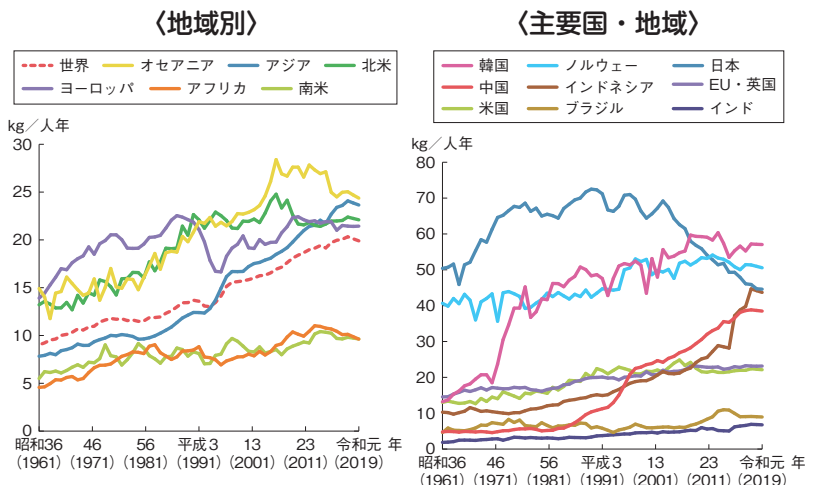


資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

### (2) 世界の水産物消費

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、50年で約2倍に。一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、約50年前の水準を下回り推移。

#### 世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移(粗食料ベース)



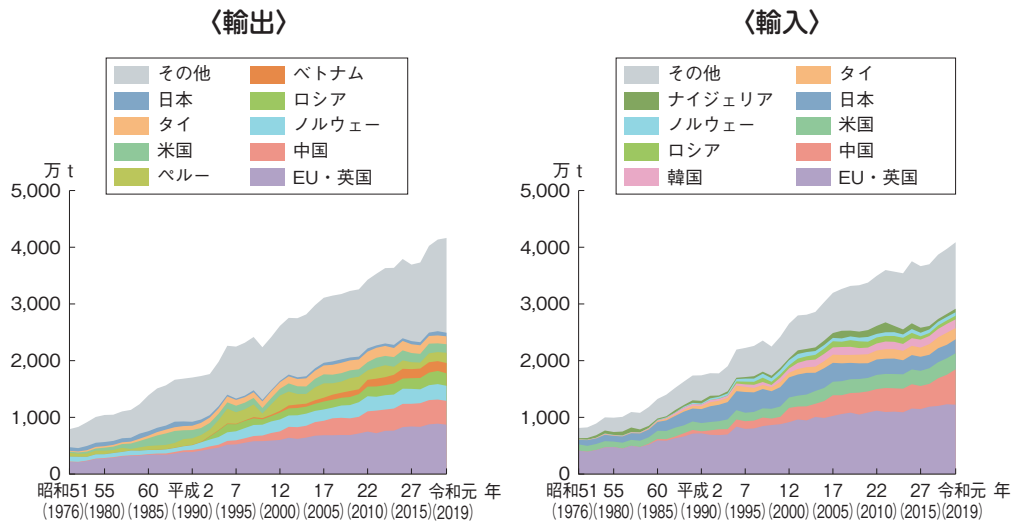
資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

### (3) 世界の水産物貿易と国際情勢

- 世界では、水産物需要の拡大に伴って水産物輸出入量が増加。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- WTOルール交渉では、漁業補助金に関する規律策定について議論。我が国は、禁止補助金は真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場。
- 我が国とASEAN構成国、豪州、中国、韓国、ニュージーランドが参加するRCEP協定が発効。

#### 世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」に基づき水産庁で作成  
注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

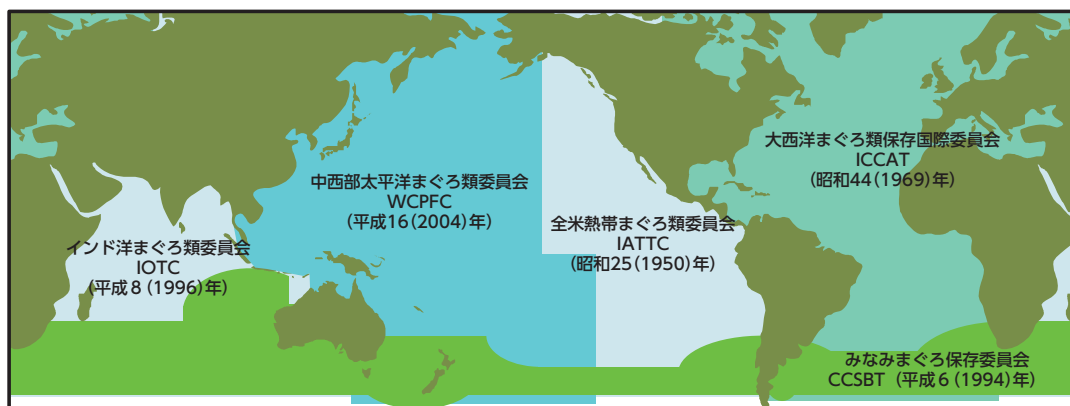
### (4) 国際的な資源管理



#### ア カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、五つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに加盟。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の令和3 (2021) 年の年次会合では、太平洋クロマグロについて、1) 大型魚の漁獲上限の15%増加、2) 漁獲上限の未利用分の繰越率の上限を漁獲上限の5%から17%へ増加する措置の今後3年間延長、3) 小型魚の漁獲上限を大型魚へ振り替えることを可能とする措置を継続的な措置とするとともに、今後3年間、小型魚の漁獲上限の10%を上限として、1.47倍換算して振り替えることを可能とすること、を内容とする措置が合意。

#### カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域

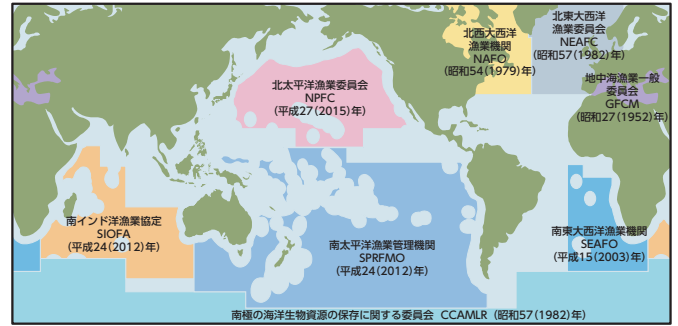


注：( ) は条約発効年

イ サンマ、マサバ等の地域漁業管理機関の動向

- 北太平洋の公海では、北太平洋漁業委員会 (NPFC) において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和3 (2021) 年の年次会合では、令和3 (2021) 年及び4 (2022) 年におけるサンマの公海でのTACを198,000t(令和2 (2020) 年から40%削減) とすること、各国等は公海での漁獲量を平成30 (2018) 年の実績から40%削減すること等を合意。

カツオ・マグロ類以外の資源を管理する  
主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2 (2020) 年に脱退。  
2) ( ) は条約発効年

ウ IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 地域漁業管理機関においては、IUU漁業 (※) への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 令和2 (2020) 年12月に成立した水産流通適正化法において、国際的にIUUのおそれの大きい水産物の輸入に際し、外国政府機関発行の証明書等の添付が義務付けられたことを踏まえ、関係国・地域との協議等を実施。  
(※) IUU漁業：違法・無報告・無規制漁業 (Illegal, Unreported and Unregulated fishing)

エ 二国間等の漁業関係

- ロシアとの間では、交渉により決定された操業条件の下で日ロ双方の漁船が操業。
- 韓国との間では、相互入漁の操業条件等が合意に至っておらず、協議を継続中。
- 中国との間では、相互入漁の操業条件等が合意に至っておらず、協議を継続中。また、日本海大和堆周辺の中国漁船等による違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- 台湾との間では、前年 (令和2 (2020) 年) の操業ルールを継続。
- 太平洋島しょ国のEEZは、入漁料の引上げ、保護区の設定等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場の安定的な確保に努めている。

(5) 捕鯨業をめぐる動き



- 我が国は、令和元 (2019) 年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2 (2020) 年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会 (IWC) 等の国際機関との連携も含めて実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

捕鯨業の対象種及び令和3 (2021) 年の  
捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業		基地式捕鯨業	
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ミンククジラ	ツチクジラ
捕獲枠	187	25	120	76
捕獲頭数	187	25	91	33
水産庁留保	0	0	14	0

# 第5章 安全で活力のある漁村づくり

## (1) 新たな漁港漁場整備長期計画



- 漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場の整備を総合的・計画的に推進するため、5年を一つの計画期間として、「漁港漁場整備法」に基づき定めるもの。
- 令和4（2022）年3月に閣議決定された新たな漁港漁場整備長期計画では、1）産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、2）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、3）「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上、を重点課題とした。

### 新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

**現状課題**

- 水産資源の減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少に加え、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の激甚化等により、取り巻く環境は依然厳しい状況
- 新たな資源管理、需要に応じた養殖生産への転換、輸出促進等を進め、グリーン化やデジタル化等の新たな社会情勢の変化への対応が必要

**重点課題**

- 産地の生産力強化と輸出促進による **水産業の成長産業化**
- 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による **持続可能な漁業生産の確保**
- 「海業」振興と多様な人材の活躍による **漁村の魅力と所得の向上**

**実施の目標と目指す姿**

<p><b>ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化</b></p> <p>◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。</p>	<p><b>ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化</b></p> <p>◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。</p>	<p><b>ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化</b></p> <p>◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。</p>
<p><b>イ 養殖生産拠点の形成</b></p> <p>◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。</p>	<p><b>イ 災害リスクへの対応力強化</b></p> <p>◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。</p>	<p><b>イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍</b></p> <p>◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。</p>

**（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応）**

**主な成果目標**

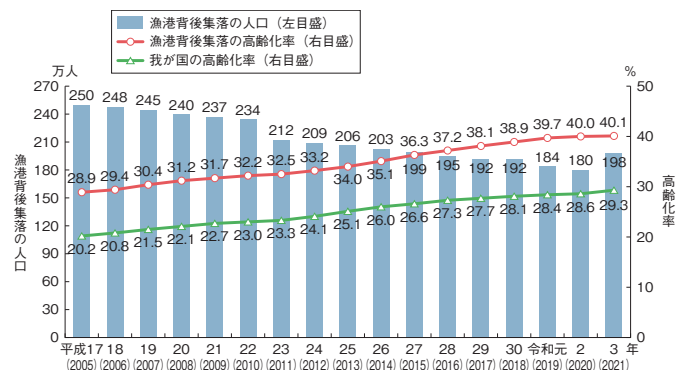
- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱割合 **45% (R3) → おおむね70% (R8)** 等
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合 **27% (R3) → おおむね70% (R8)** 等
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数 **5年間でおおむね500件** 等

## (2) 漁村の現状と役割



- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して脆弱。高齢化、人口減少が進行し、高齢化率は40%。
- 水産業及び漁村は、1）自然環境を保全する機能、2）国民の生命・財産を保全する機能、3）交流等の場を提供する機能、4）地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を発揮。
- 国は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、海難救助や国境・水域監視等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

### 漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（我が国の高齢化率、国勢調査実施年は国勢調査人口による）  
注：平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

### (3) 安心して暮らせる安全な漁村づくり



- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等を推進していく必要。国は、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁港施設等のインフラが老朽化。予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、インフラの老朽化対策を推進。

#### コラム 海底火山<sup>ふくとくおかのぼ</sup>福徳岡ノ場の噴火に伴う軽石等の漂流・漂着

令和3（2021）年8月に、福徳岡ノ場（硫黄島から南約50 kmにある小笠原諸島の海底火山）の海底噴火が確認され、この噴火による噴出物により直径約1 kmの新島が形成されたほか、火山周辺の海面に多量の軽石等の浮遊物が発生。

この多量の軽石等が海流等によって西へ移動し、10月上旬以降、沖縄や奄美群島等に次々と押し寄せ、漁港に漂着したり、漁船のエンジントラブルが発生したりするとともに、沖合に漂流する軽石のため沖縄県や鹿児島県では多くの漁業者が操業を自粛するなど、漁業への影響が発生。さらに、今後の漁場環境への影響を懸念する声も出た。

11月下旬からは伊豆諸島等でも軽石等の漂流・漂着が確認され、関東をはじめとする本州太平洋側の地域では、軽石の漁港への流入防止を図るため、多くの漁港管理者がオイルフェンスを設置・準備。

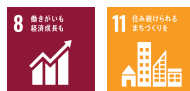
沖縄県、鹿児島県等に漂着した軽石は、漁港における航路や泊地に漂着し、船舶の航行及び係留に重大な支障を及ぼしていることから、緊急的に漁港管理者等が災害復旧事業等を活用し、軽石の回収、運搬及び処分を実施。また、軽石は海岸にも漂着し、漁港管理者だけでなく地元の漁業関係者やボランティアの方々も参加し、地域一丸となって回収。

漂流軽石の効果的な回収技術については、国土交通省港湾局と水産庁が連携して取りまとめ、その結果を公表、周知。また、軽石の回収作業が進む中、軽石の処分や利活用が課題。



沖縄県<sup>へんとな</sup>辺土名漁港の（左）大量の軽石の漂流・漂着による埋そく状況、（中）軽石除去作業前の港内、（右）軽石除去作業後の港内

### (4) 漁村の活性化



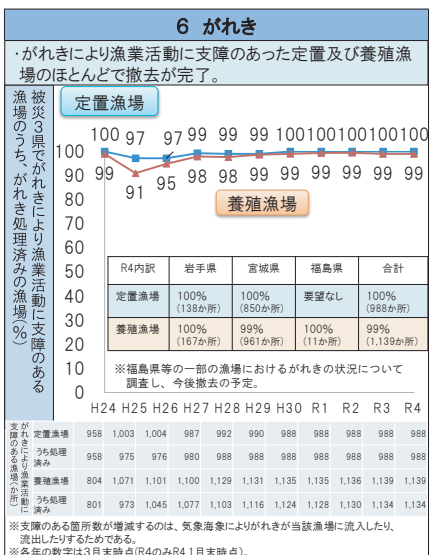
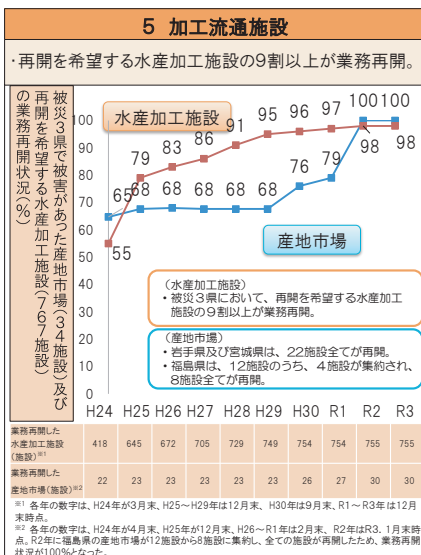
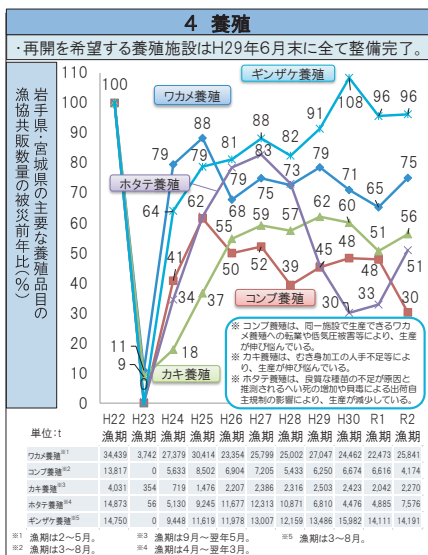
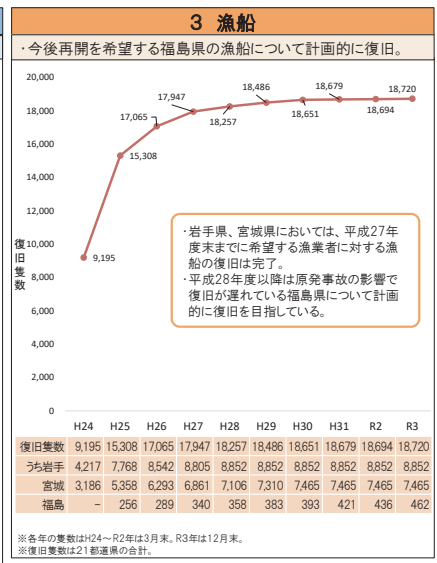
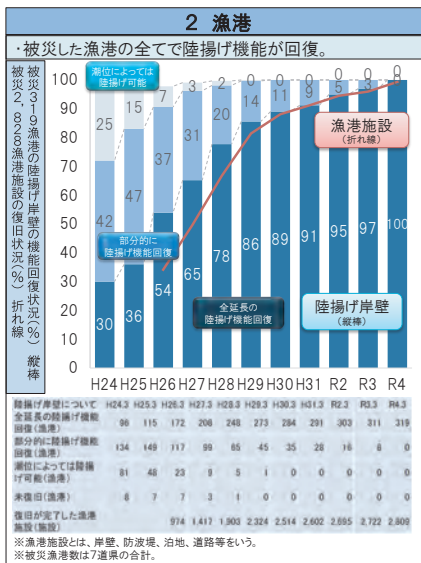
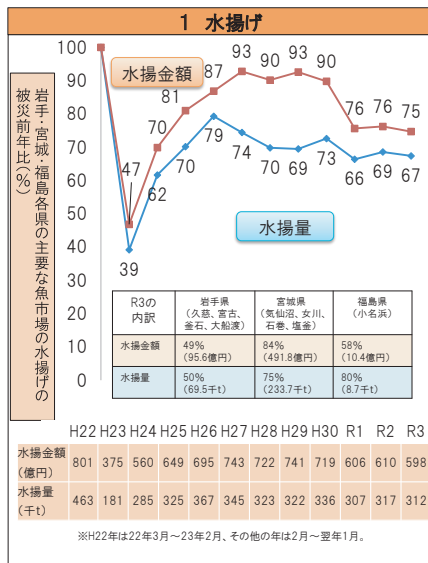
- 漁村の活性化のためには、それぞれが有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することで、来訪者を増やし、交流を促進することが重要。
- 伝統的な生活体験や漁村地域の人々との交流を楽しむ「<sup>なぎさほく</sup>渚泊」について、国はその取組を支援。
- 浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランの取組により、漁業振興を通じた漁村の活性化が期待。
- 漁港機能の再編・集約等により空いた漁港の水域や用地等が、増養殖や水産物直売所等の海業等に活用され、漁村の活性化に寄与。

# 第6章 東日本大震災からの復興

## (1) 水産業における復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められてきた。国は、被災地域の水産業の復旧・復興に引き続き取り組むこととしている。
- 漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了しているが、水揚げや水産加工業の売上げの回復が課題。
- 国は、引き続き、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や、水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の多様化等の取組を支援。

### 水産業の復旧・復興の進捗状況（令和4（2022）年3月取りまとめ）



## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

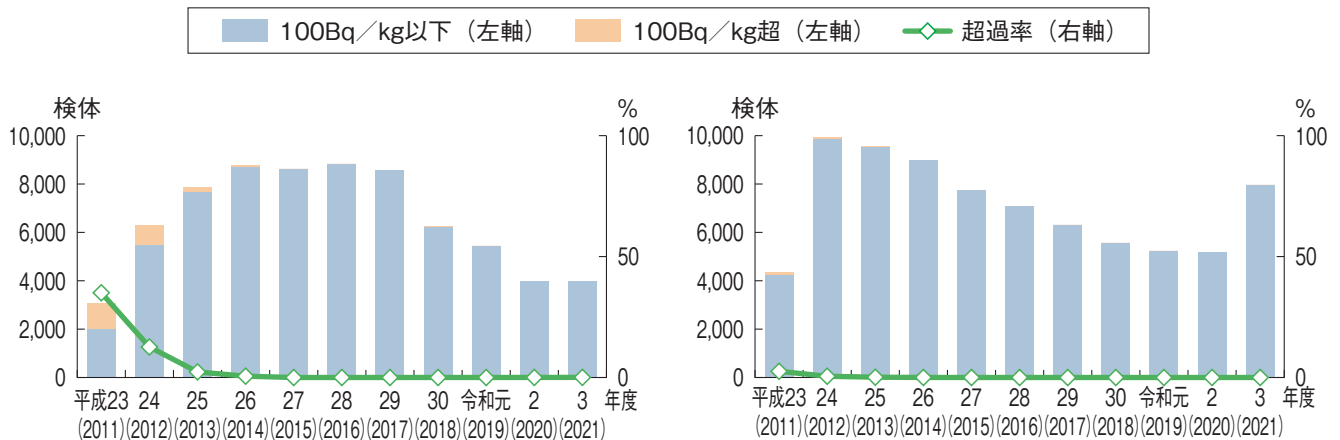
### ア 水産物の放射性物質モニタリング

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の放射性物質モニタリングを実施。その結果を公表。
- 放射性物質モニタリング結果が基準値を超える水産物は、国、関係都道府県、漁業関係団体等の連携によって流通を防止。令和3（2021）年度の基準値超過検体数は、福島県においては、海産種2検体、淡水種2検体。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度は基準値超過検体なし。

### 水産物の放射性物質モニタリング結果（令和4（2022）年3月末現在）

#### <福島県で採取された海産種>

#### <福島県以外で採取された海産種>



### イ 多核種除去設備（ALPS）等処理水の取扱い

- ALPS等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについて、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提として、令和3（2021）年4月にALPS処理水の処分に関する基本方針を決定。その後、8月にALPS処理水の処分に伴う当面の対策を取りまとめ、12月に行動計画を策定。
- 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を行うほか、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等を確実に実施することで、被災地の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が安心して漁業を行うことができる環境が整備されるよう、政府一丸となって対応。

### ウ 風評の払拭と諸外国・地域による輸入規制への対応

- 水産庁は、最新のモニタリング結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をWebサイトで公表するなど、正確で分かりやすい情報提供に努力。
- 海外に向けて、英語、中国語、韓国語でのモニタリング結果を公表。各国政府に対し、輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。その結果、水産物の輸入規制を講じていた54か国・地域のうち、42か国が令和4（2022）年3月末までに輸入規制を撤廃。
- 輸入規制措置を継続している国・地域に対し、様々な場を活用しつつ、輸入規制の早期撤廃に向けてより一層働きかけを実施。